

令和5年度インターナショナル・エデュケーション・プログラム（I E P）

参加費用免除の対象及び提出書類について

(1) 概要

経済的理由により自己負担分の参加費用の支払いが困難な世帯の学生が本プログラムに参加するにあたり参加費用を全額免除する制度。募集は若干名であり書類審査を経て免除者を決定します。

(2) 提出書類

ア 「参加費用免除申請書」

イ 以下の所得状況を証明する書類（原本）

対 象 世 帯	提 出 書 類
(1) 生活保護受給世帯 (令和5年4月1日現在)	生活保護受給証明書（福祉事務所発行） ※生活扶助を受給していることがわかるもの。
(2) 保護者等の事業実施年度の「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除相当額 ※1が0円～54,300円未満となる世帯	保護者等の事業実施年度の住民税（非）課税証明書（保護者全員分各1通） ※「源泉徴収票」では認定されません。 ※保護者が2人の場合、2人の課税額を確認する必要があります。 収入が無い場合も「住民税（非）課税証明書」を提出してください。
(3) 家計状況の急激な変化等があった世帯	保護者等の事業実施年度の住民税（非）課税証明書 ※注意事項は上記（2）と同じ
	給与証明書または退職等を証明できる書類（離職票・休職証明書など）
	その他家計の急変を証明する書類
(4) 自然災害※2により被災した世帯	自然災害の被災があったことを証明する書類※2

※1 所得がある保護者一人の世帯の調整控除相当額が1,500円、職がある保護者が二人の世帯の調整控除額は3,000円とする。

※2 東京都立産業技術高等専門学校の自然災害被災者に対する授業料の減免基準に準ずる。

(3) 申請書配布期間 本プログラム最終合格発表日 ～ 令和5年6月19日（月）
所属キャンパス2階 教務学生係にて配布

(4) 申請書提出期限 令和5年6月19日（月）迄

(5) 留意点

住民税（非）課税証明書は、市区町村により発行開始日が異なります（概ね6月10～15日前後）。
締切に注意して取得してください。